



ひと、くらし、
みらいのために

せみね 監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署(栗原市瀬峰下田 50-8, 電話 0228-38-3131)

< 全国労働衛生週間を迎えて >

現在、過重労働による脳・心臓疾患や精神障害の発生が深刻な社会問題として取り上げられ、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者が半数を超える状況にあります。労働者の高齢化が進む中、一般健康診断結果の有所見率は高い水準で推移し、病気を治療しながら仕事を続ける方の治療と仕事の両立支援も必要とされています。化学物質による健康障害、腰痛や熱中症などの職業性疾病も後を絶たず発生しています。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和 25 年から毎年実施しており、今年で 69 回目になります。今回のスローガンは、「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」です。

現在、国をあげて推進している「働き方改革」は、働く方々個々の事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現することで、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しています。そのためには、何よりもまず、就労環境の整備や心身の健康確保が必要です。

労働衛生を巡る課題は山積していますが、各事業場におきましては、この機会に職場を再点検し、優先順位を明確にして必要な取組みを行っていただくことをお願いします。(全国労働衛生週間実施要綱は、宮城労働局ホームページ新着情報に掲載されています。)

当署は、この秋、「健診結果有所見率改善運動」をスタートしました。まずは、身近なところで、定期健康診断とその事後措置の確実な実施をお願いします。

平成 30 年度「ゼロ災トライアル 150」開始!

当署と宮城労働基準協会瀬峰支部が共催する事業場参加型無災害運動「ゼロ災トライアル 150」。今年度は 10 月 1 日にスタートします。同月 4 日に「エポカ 21」(栗原市志波姫)で開催する瀬峰地区産業安全衛生大会で運動開始セレモニーを行います。昨年は参加 134 事業場のうち 73 事業場がゼロ災目標を達成しました。期間を区切った具体的な目標を掲げて取組むことで、日頃から行っている労働災害防止活動がより一層効果的になるはずですが、全ての事業場が労使協力して災害防止に取組み、目標を達成されるよう期待しています。管内の労働災害による休業 4 日以上死傷者数は、現時点で昨年とほぼ同じペースで推移していますが、今年は死亡災害が多発しています。死亡災害の増加は県内でも同様ですが、当署管内では 3 件中 2 件が交通事故であるほか、他署管内事業場の労働者が管内を走行中に交通事故で亡くなる事故も発生しています。各事業場におきましては、交通労働災害の防止にも配慮した取組みをお願いします。

平成三〇年度瀬峰地区産業安全衛生大会
日時：平成三〇年一〇月四日 一三時三〇分
場所：エポカ 21
年間標語
「健康な心と体で安全作業
目指すは笑顔の無災害」

労働災害発生状況(平成 30 年 8 月末日現在)				
	管内(登米・栗原)被災者数		県内被災者数	
	平成 30 年	前年同期	平成 30 年	前年同期
休業 4 日以上	97 人	96 人	1,572 人	1,371 人
死亡	3 人	1 人	16 人	8 人

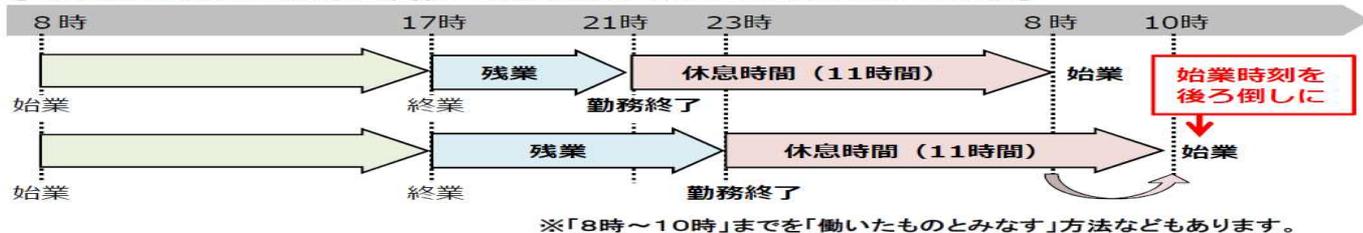
「健診結果有所見率改善運動」は宮城労働局ホームページ(監督署からのお知らせ 瀬峰監督署)に掲載しています。

<シリーズ働き方改革関連法の概要>

～その2「勤務間インターバル」制度～

「勤務間インターバル」は、前日の終業から翌日の始業までの間に一定時間以上の休息時間（インターバル）を確保する仕組みです。現在でも、トラックなどの自動車運転者には、大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」により、勤務と次の勤務の間に睡眠時間を含む労働者の生活時間、労働者にとって全く自由な時間としての「休息期間」を、原則として継続8時間以上確保することとされています。今回は、この仕組みが改正労働時間等設定改善法による努力義務として定められました。労働者の健康確保や生産性向上のため、生活時間や睡眠時間を確保する方法として導入をご検討ください。下図の例は、11時間の休息時間を確保するため、始業時刻を2時間後ろ倒し、すなわち8時始業を10時始業にするというものです。

【例：11時間の休息時間を確保するために始業時刻を後ろ倒しにする場合】



チェック
しなくちゃ。
最低賃金

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

宮城県 最低賃金

平成30年
10月1日から
<時間額>

798円

26円
UP

今年も変わります！

宮城県最低賃金は10月1日から798円に改定されました。今回は26円（3.1%）の引上げです。昨年は24円の引上げでしたが、1月から3月までの間に当署が実施した最低賃金の履行確保を図るための監督指導では、42事業場中5事業場（11.9%）に最低賃金額未滿の賃金支払いを認めました。ここ何年間か最低賃金の大幅な引上げが続いています。時間給の場合だけでなく、日給制や月給制の場合にも最低賃金を下回ることのないよう確認をお願いします。なお、事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、その費用の一部を助成する制度があります。中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで賃金の引上げを図る制度です。このような国の支援策も活用して、働きやすく働きがいのある職場づくりをしてみませんか。

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

しっかり休んでしっかり働くために、「プラスワン休暇」や「計画的付与制度」を導入するなどして、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。

改正労働基準法により、来年4月1日から、10日以上の年次有給休暇が付与されている全ての労働者に対して、毎年5日、時季指定して有給休暇を与えるよう義務づけられました。

計画的付与制度をはじめ、取得日数分は時季指定の必要はありません。

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日[※]、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

※時季とは、毎年4月1日から3月31日までの期間を指します。

詳細については、厚生労働省のホームページ「働き方改革の実現に向けて」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>)をご覧ください。

「みやぎ働き方改革推進セミナー」開催のご案内

日時：平成30年10月22日13:30～、場所：仙台国際センター大会議室「橘」

働き方改革を推進するための特別講演や事例発表、助成金制度などの支援策の御紹介などが予定されています。入場無料です。お申し込みは、宮城労働基準協会へ。

【あとがき】

いよいよ秋本番。仕事も生活も忙しくなりがちですが、時には立ち止まって考えてみることも必要です。年次有給休暇で一息、良い仕事をするためにはワーク・ライフバランスが大切です。

「せみね監督署だより」は宮城労働局ホームページに掲載中（監督署からのお知らせ 瀬峰監督署）